平成２８年（フ）第２８号
福井県敦賀市野神24号14番地の５　綱沢アパート１－１
債務者　東山　康子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１３６号
兵庫県伊丹市梅ノ木３丁目４番38号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町笹尾字掛谷10番地31
債務者　山本　勝歳
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
兵庫県伊丹市梅ノ木３丁目４番38号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町笹尾字掛谷10番地31
債務者　山本くに子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４０５号
兵庫県西宮市宮西町13番12号　メゾン宮西Ⅱ205号
債務者　森脇　延介
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２４号
兵庫県西宮市大社町３番53―202号
債務者　大社ベルサービスこと　式地　**廣**
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０号
兵庫県淡路市斗ノ内42番地
債務者　濵田富久寿
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第２８号
山口県宇部市大字東岐波638番地１ビバライフ水落105号
債務者　婦木美千子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４０号
山口県山陽小野田市大字小野田3557番地７、従前の住所山口県萩市大字川島156番地３
債務者　田中　裕也
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第５４号
山口県宇部市大字沖宇部187番地２常盤台県営住宅３棟304号
債務者　杉山　博文
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６６号
山口県山陽小野田市大字有帆1948番地５相馬方、従前の住所山口県宇部市大字際波2322番地３
債務者　伊藤　由香
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６７号
山口県宇部市大字西岐波403番地１ロイヤルパレス村松101号
債務者　正司　広志
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第５０８号
兵庫県三木市別所町高木70番地県住４号棟402号、従前の住所兵庫県三木市宿原1270番地の251
債務者　本岡　三希
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４４号
神戸市東灘区西岡本３丁目１番９―402号
債務者　筒井真由美
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８２号
熊本市中央区出水３丁目５番21号　ＥＸＣＥＥＤ出水402号、前住所熊本県上益城郡益城町大字宮園520番地　ソレアードＫ・Ｆ103号
債務者　**片**之坂美和
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８４号
熊本県上益城郡益城町大字宮園470番地、前住所熊本市南区城南町隈庄154番地１　みすずアパート206
債務者　松永　健杜
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９１号
熊本市東区小峯４丁目２番32号　ヴイラ・フェザント204号室
債務者　前**原**　力也
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係